

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月5日(月)午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所 伊方町役場本庁 3階 会議室

3. 農業委員

①出席委員 14人

会長	5番	川田邦男
委員	1番	田中茂喜
	2番	宮本厚
	3番	高月嘉彦
	4番	井上久志
	6番	木野秀俊
	7番	清水京子
	8番	坂本竹市
	9番	小野瀬マサエ
	10番	眞田八重子
	11番	中田政木
	12番	梶原利幸
	13番	梶原光政
	14番	垣内源司

②欠席委員 なし

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 2人

第7区	清水重文
第10区	田中浩二

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第26号 農用地利用権設定解除申出について
日程第4	議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第43号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長	田所孝之
主任	岡本由香

7. 会議の概要

事務局	ただ今から、8月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、川田会長からご挨拶を申し上げます。
会長	(川田会長・あいさつ)
事務局	それでは、議事に移らせていただきます。議事進行は会議規則3条によりまして、川田会長にお願いします。
議長	ただ今から、8月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中14名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。
議長	日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは、13番 梶原委員さん、14番 垣内委員さんをお願いいたします。
議長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日の1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日の1日間と決定しました。
議長	次に、日程第3、報告第26号「農用地利用権設定解除申出について」事務局よりお願いします。
事務局	1ページの報告第26号をご覧ください。 (報告書朗読) 解除届出は、令和元年6月25日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。 以上で説明を終わります。
議長	ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	質疑がないようですので、次に移ります。
議長	次に、日程第4、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局より提案説明をお願いします。
事務局	2ページの議案第41号の議案書から、3ページは位置図です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

譲渡人は、県外に居住しており、農業に従事することが困難な状況であるため、双方の同意により贈与する。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書①をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車2台、選果機1台、草刈機3台、動力噴霧機1台、モノラック3基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号については該当いたしません。

4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間250日従事しているということでありますから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の最低下限面積も問題ありません。

第6号の転貸にも該当いたしません。

第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る用件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第7区の清水推進委員さんからお願いします。

第7区

清水推進委員

清水委員と一緒に現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われま。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

次に、7番の清水委員さんからお願いします。

7番

清水委員

清水推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第41号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第41号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第5、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より提案説明をお願いします。

事務局

4ページの議案第42号の議案書から、5ページは位置図です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

譲渡人は、後継者がいないため、経営規模の拡大を検討している譲受人に売買したい。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。

売買価格は、〇〇〇円で10a当たり〇〇〇円です。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書②をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車2台、草刈機4台、噴霧機1台、モノラック3基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号については該当いたしません。

4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間240日従事しているということでもありますから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の最低下限面積も問題ありません。

第6号の転貸にも該当いたしません。

第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第10区の田中推進委員さんからお願いします。

第10区

田中推進委員

眞田委員と一緒に現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われま。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

次に、10番の眞田委員さんからお願いします。

10番

眞田委員

田中推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第42号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第42号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第6、議案第43号「農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

6ページの議案第43号の議案書をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和元年7月24日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が3件で15筆、面積は、20,649㎡です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。受付番号18番から20番は、地権者から使用貸借人に直接権利を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明が終わりました。これより質疑にはいりません。ご質問・ご意見はありますか。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第43号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案43号は原案のとおり決定いたしました。

議長

以上で本日の審議は終了しました。

(閉会時間 午後2時00分)